

水道原水での検出濃度が高い農薬への 対応について（案）について



2016年2月17日に厚生労働省で開催された第17回厚生科学審議会生活環境水道部会が開催され、水道原水での検出濃度が高い農薬への対応について、話し合われました。

その概要は、以下の通りです。

「農薬類の分類の見直しについて」(平成 25 年3月 28 日健水発 0328 第4号)により、「要検討農薬類」に分類されたテフリトリオンについて、分類の見直し時には、本格的に普及され始めたばかりであり、出荷量の実績や浄水、水道原水での測定データの不足等から対象農薬リストへの掲載を見送られましたが、今般、厚生労働科学研究(水道における水質リスク評価及び管理に関する総合研究 研究代表者松井佳彦)において、水道原水で目標値に対して検出濃度が高い値を示すデータが集積されたことから、その取り扱いについて検討が行われました。

その結果、今後の方針(案)として、テフリトリオンについては、原水からは目標値の 10%値を超える検出が確認されていること及び平成 25 年の農薬分類の考え方に照らすと対象農薬リストへ掲載する選択基準に該当することから、パブリックコメント手続きを経て対象農薬リストへ掲載し、平成 29 年4月1日から適用するとしています。なお、塩素処理による分解物は毒性評価よりテフリトリオンと同様の毒性を有さないと考えられることから、検査はテフリトリオン原体のみが対象とされています。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、ご相談ください。

資料 平成 28 年2月 17 日付 第 17 回厚生科学審議会生活環境水道部会資料
1-3 水道原水での検出濃度が高い農薬への対応について(案)

分析技術箇所 長谷川知草